ー、被申請人は、別紙一の図面ならびに説明書に示すロツカーを販売してはならな

被申請人の右ロツカーに対する占有を解いて、その組立枠からビニール製シー トを分離し、右シートの保管を裁判所執行官に命ずる。

三、訴訟費用は被申請人の負担とする。

## 玾

一、疎甲第一号証の一、二、同第三、二〇号証によると、つぎの事実が疎明され る。

申請人ナショナル・フツトボール・リーグ・プロパティーズ・インコーポ -テツド (NFLPという) は、一九六三年二月二〇日付定款により設立された カリフオルニア法人で、ナショナル・フツトボール・リーグ(NFLという)という名で知られている組織に加盟しているアメリカのプロフツトボールチーム(クラ ブ)が、それぞれ自分のフランチヤイズの都市の名を伴つたクラブ名とフツトボー ルのヘルメツトを型どつたシンボルからなる別紙二に示すシンボルマーク(本件シ ンボルマークという)について有する権利を取得し、その商業的利用をなすことを 目的として設立されたもので、同時に右商業的利用を第三者に許諾すると共にその 管理をする権限が与えられている。

(二) NFLに加盟しているクラブはアメリカ合衆国の州の法律により設立された法人で、現在の数は二八である。

(三) NFLPは、アメリカにおいて、本件シンボルマークを、繊維関係、シーツ、カーテン、文具、ゲーム類、アクセサリー、時計、雑貨など各種商品に付し、 年間三〇〇億円にも達する商品化事業を営んでいると報ぜられている。

本件シンボルマークは、アメリカでは、フツトボールのゲームのためだけ ではなく、NFLPから特に承認された優れた品質の商品を保証するとの意味を持 つに至つており、それらの製造業者は、NFLPにより制定された厳格なる品質管理基準と手続のもとに商品に本件シンボルマークを付すことが認められているのであり、本件シンボルマークは、NFL加盟チームとこれが行なう競技と一体に考え られていて両者を表徴するものとされている。

こ、疎甲第八、一二ないし一四、二〇、四八ないし五一、六六、九五号証などによ ると、つぎの事実が疎明される。

アメリカでは、フツトボールの歴史は古く、国技とも言われて非常に愛好 されており、最初のフツトボール試合は一八六九年一一月六日、ニューブラウンズ ウイツクで、ラトガース大学とプリンストン大学との間で行われたとされており、 その後ルールなどが幾たびか変更され、そのプロチームが組織されたのが一九二〇 年で、アメリカン・プロフェツショナル・フツトボール・アソシェーション(APFA)が発足、これがNFLの前身といわれている。一九二六年にアメリカン・フ ツトボール・リーグ(AFL)が発足したが一年で解散、その後また発足と解散を 重ね、一九六〇年に組織されたAFLは一九七〇年にNFLと合併し、現在二八の チームからなるNFLは半数づつ、アメリカン・フットボール・コンフェレンス (AFC)とナショナル・フットボール・コンフェレンス(NFC)とに分れており、そのスポーツに対する人気は益々高まり、その愛好者が増えつつあつて、現在アメリカでは、一〇代の若者を中心に約二五〇万人がフットボールをやつている旨

報ぜられている。

日本においては、約四〇年前にフツトボールが移入されたが、余り振わな かつたところ、昭和四一年に、アメリカで最も古い歴史を有するセントルイス・カ -ジナルスとサン・デイエゴ・チヤージヤースの両チームが来日し、本場の迫力に ーンアルスとリン・ディエコ・デャーンヤースの両ナームが来口し、本場の迫力に満ちたしかもスピーデイーな試合を後楽園球場で演じて興趣を盛り上らしめ、各種新聞、雑誌など情報機関が扇動的にその競技振りならびに数万の観客の観戦模様を写真入りで大きく報道して以来、アメリカのフツトボールについての関心が急速に高まり、脚だを浴びるようになり、東京では週に四本のレギュラー番組で三時間の テレビ放映がなされ、またフツトボールの専門誌、「タツチダウン」、 ンフツトボール」などが日本で刊行され、それには本件シンボルマークの写真、あ るいはアメリカンフツトボール独特の防具をつけた選手の白熱的な試合の光景の写 真などが大々的に登載せられていて若者の心を掻き立て、あるいはまた昭和五〇年

五月頃から、渋谷パルコ、池袋西武百貨店、大阪近鉄百貨店などで、アメリカのプロフツトボールに関する催しものが行われたことなどがあつて、これらにより日本国内においても、アメリカのフツトボールならびにそのチームを表徴する本件シンボルマークについての関心度が次第に高まつて来た。

三、疎甲第四、六、一五ないし三〇、四二ないし四六、四九ないし六三、九一号証 などによると、つぎの事実が疎明される。

四、疎甲第六、一五ないし四〇、六五の一ないし九、三一ないし四一、九六号証によると、つぎの事実が疎明される。

五、以上の瞬間事実によると、本件シンボルマーグは、NFL加温デーム(グラブ)の名を附記した知的創作にかかる絵画であるが、申請人らは、アメリカのフツトボールが最近日本においても大変な人気を呼び、とみに脚光を浴びて来たことを併せ考え、右スポーツ熱の上昇を背景に、本件シンボルマークの顧客吸引力という商品価値を利用し、日本においてその商品化の事業をなすことを企画し、再使用権者において本件シンボルマークを約定の商品に付して商品化事業を営んでいるものであつて、本件シンボルマークは、いわば、申請人らを軸あるいは幹とする再使用権者グループの営業表示であるというべく、且つこの事実は日本国内において広く認識せられるに至つたことが認められる。

認識せられるに至つたことが認められる。 六、ところで、被申請人が別紙一の図面ならびに説明書に示すロツカーの製造販売 をなしていることは同人の認めるところである。 右ロツカーの外側に被覆されたビニール製シートに模様として用いられているへ

右ロツカーの外側に被覆されたビニール製シートに模様として用いられているヘルメツトを形どつた図型とその下に横書の英文字からなる表示は、別紙二から適宜選んだ本件シンボルマークと全く同一のものであることが認められる。

被申請人の右本件シンボルマークの使用行為は、申請人らの本件シンボルマーク

の商品化事業を誤認混同を生ぜしめることが明らかである。

被申請人は、本件シンボルマークの表示に対する債権者らの独占的使用権が、このマークを商標として表示しようが、意匠模様として表示しようが、その目的、場所、方法に関係なく、表示する物体も衣料品であろうと、靴、食料品、菓子、電気製品であろうと無制限であるとすれば、その内容は商標権と意匠権、更に著作権をも加えたほどの強大な権利となり、このような強大な独占権は日本の法制下においては存在する筈がない旨主張する。

しかし、申請人らは、本件シンボルマークが日本において周知であろうがなかろうが、また第三者の商品に対する本件シンボルマークの使用行為により、大衆がこれを本件シンボルマークの商品主体あるいは営業主体の営業活動となんら誤認混同する事実状態になくても、本件シンボルマークについて独占的使用権を有することを前提として本件申請をなしているものではない。

もつとも、申請人らは、本件申請において、著作権、氏名権、商品化権、パブリシティの権利などにふれるところがあるが、それは、これらの権利に基づいて差請求を求めているのではなく、本件シンボルマークがNFLの加盟チームの知り、これを商品に付して市販するときは、本件シンボルロークは下しており、これを商品に付して市販するときは、本件シンボルロークは下した。本件シンボルであるがある氏名的性格を有するから、氏名しては対するイメージが損われないよう配慮の必要があるところから、氏名しているのはなる、いわゆる商品化権あるいはパブリシものをおいている権利などにからに申請人らはその利益の帰属者からに使用許れたであること、並びに申請人らはその利益の帰属者のと連解すべきである。

前記法条一項一、二号にいう「他人」とは、営業表示の正当な主体を意味する。表示の本来の主体が別に存在する場合でも、特定の単数又は複数のものが本来の主体から直接あるいは間接にその表示の使用許諾を得て商品化の事業を営んでいるときは、右の事業を営んでいるものが右にいう「他人」に該当すると解すべきである。

八、被申請人は、申請人側において本件シンボルマークを付したロッカーは未だ販売していないのであるから、被申請人の販売にかかるロツカーとかち合うべき商品はなく、両者が誤認混同されることはあり得ない旨主張するけれども、既に認定したところによれば、申請人側において本件シンボルマークを付したロツカーの製造販売の具体的可能性は認められるので、目下のところたとえ申請人側において右製造販売の事実がないとしても、その具体的可能性を否定することができない限り、

被申請人の前記行為が申請人らの本件商品化活動と誤認される虞れありと云うべく、被申請人の右主張は理由がない。

九、既に認定したところによれば、申請人らは、被申請人の本件シンボルマークを ロツカーに被覆しているビニール製シートに用いて製造販売する行為により、営業 上の利益を害せられる虞があることが明らかである。

そして、もし被申請人の行為が放任せられ、これに対する差止めが遅延するときは、他に更に同種の模倣行為をなすものが相次いで現れることが予想され、かくては競業秩序が破壊されるのは勿論、申請人らならびにこれに対し対価を支払つて本件シンボルマークの商品化事業を営んでいる再実施権者は計り知れない損害を蒙ることは避けられないことが容易に予測される。

一○、よつて、被申請人の右の行為を直ちに禁止する必要ありと認め、訴訟費用の 負担につき、民事訴訟法第八九条を適用し、主文のとおり決定する。

(裁判官 大江健次郎)

別紙一

<11969-001>

<11969-002>

説明書

写真が示すように、米国のナショナル・フツトボール・リーグ加盟のアメリカン・フツトボールのプロチームのシンボルマークであるヘルメツトを図案化したものの内部に種々独自の図形ないし文字を描いたものとその下にチーム名を英語大文字で記載したものの多数個を、全面に千鳥状に配列印刷したビニール製シートをもつて、組立棚枠の正面および両側面を被覆してなる箱状の組立ロツカー別紙二

<11969-003>